第 1 問 解 答 < 1 > (監査論)

問題 1

効果的かつ効率的な監査を実施するために、他の監査人等の利用する必要性が高まったこと から、監査基準において「他の監査人等の利用」という項目が設けられている。

会計又は監査以外の分野において専門知識が求められる場合には、専門家の業務の利用も必要

問題 2

問 1

従って、他の監査人の監査の結果を利用する程度及び方法を決定するにあたって、他の監査人 ----の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案する意義がある。

問 2

専門家の能力は、個々の業務の状況において適性を発揮できるかに関係し、業務の客観性は、

中立性の欠如の程度や利益相反の有無等の事項が与える潜在的影響に関係している。

従って、専門家の業務の利用により十分かつ適切な監査証拠が入手できるか否かの観点から、

専門家の能力と客観性を評価し、その専門家を利用するか否か判断する意義がある。

第 1 問 解 答 < 2 > (監査論)

問 3

監査人は、監査の全過程を通じて職業的懐疑心を保持し監査を行う必要がある。従って、専門家の業務を利用する場合にも、その業務の結果を鵜呑みにすることなく批判的に検討する必要があることから、専門家への質問や専門家の報告書の査閲などの手続きを行うことがある。

問 4

問題 3

監査人は監査意見に対して単独で責任を負うものであり、他の監査人等を利用した場合であっても、監査人の責任の分担や軽減がなされることはない。従って、監査報告書において他の監査人等を利用した旨を記載することは無意味である。
また、監査報告書において他の監査人等を利用した旨を記載することによって、利用者に責任の分担や軽減があるとの誤解を生じさせるおそれがあり、かえって有害である。

従って、例外的な場合を除き、他の監査人等を利用した旨を監査報告書に記載しない。

問題 1

A社に対する売掛金について、確認状の送付によらなくとも十分かつ適切な監査証拠が入手できると判断したため、A社は確認状の送付先とならなかった。

なぜなら、売掛金残高に占めるA社に対する売掛金の割合は、B社やC社に比べて小さく金額的重要性は認められない。また、A社は創業当時からの安定的な得意先であり、各月の販売取引も安定的であり、販売プロセスに関する内部統制は有効に運用されており、売掛金の実在性に関する重要な虚偽表示リスクは低いと考えられる。従って、発見リスクを高くすることが許容されることから、確認によらなくとも、期末日以降の入金状況を確かめることによって、売掛金の実在性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができると推定されるからである。

問題 2

B社に対する売掛金の回転期間が、1月以降より1ヶ月から1.5ヶ月、2.6ヶ月と長期化していることから、B社の信用状況が悪化し、これを受けて3月は取引を停止したと分析される。
以上より、監査人は、監査上特に、売掛金回収可能性と貸倒引当金設定の十分性という売掛金の評価の妥当性について留意すべきである。
従って監査人のとるべき対応として次の手続きが指摘できる。B社に対して回収期間に関する条件変更の有無を含む確認を実施する。売掛金の回収可能性について担当者に質問を行い、
財政状況の確認のためB社の財務諸表を入手する。期末日以降の入金状況を確かめる。

問題 3

C社に対する売上高及び売掛金残高が3月のみ他の各月と比して50%程度多く計上されている。このことから、監査上特に、売上取引の発生・期間帰属、売掛金の実在性に留意すべきである。

従って監査人のとるべき対応として次の手続きが指摘できる。担当者に3月の売上高の増加
理由について質問を行う。売上取引の期間帰属が適切かカットオフテストを行う。C社に対して、売掛金の残高のみならず、買い戻し条件等の特約事項の有無についても確認を実施する。
4月以降の返品の有無、売掛金の回収状況を確かめる。

問題 4

D社は甲社の100%子会社であって関連当事者に該当する。電子部品製造業である甲社から不動産販売業を営むD社への売上高は、企業の通常の取引過程から外れた取引である。また、D社に対する売上高がなかったなら、業績予想の売上高13,000百万円は達成できなかったと考えられる。以上より、D社との取引は、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引であり、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。

従って、D社に対して取引の目的や取引条件について確認を実施し事業上の合理性を確かめる、D社の財務諸表や関連する財務情報を通読する等、特別な検討を必要とするリスクに個別に対応する監査手続きを実施する監査計画の修正を行ったと考えられる。